

平成 31 年

総務産経常任委員会会議録

平成 31 年 3 月 5 日

田上町議会

平成31年第3回定例会
総務産経常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成31年3月5日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 高 取 正 人 君 | 8番 | 熊 倉 正 治 君 |
| 2番 | 藤 田 直 一 君 | 11番 | 池 井 豊 君 |
| 4番 | 渡 邊 勝 衛 君 | 12番 | 関 根 一 義 君 |
| 6番 | 椿 一 春 君 | | |
- 4 欠席委員
な し
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|---------|--------|-------|
| 町 長 | 佐 野 恒 雄 | 地域整備課長 | 土 田 覚 |
| 総務課長 | 吉 澤 深 雪 | 産業振興課長 | 佐 藤 正 |
| 総務課長補佐 | 中 野 貴 行 | | |
- 6 職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 小 林 亨 |
| 書 記 | 中 野 祥 子 |
- 7 傍聴人
三條新聞社 議会議員 中野和美
- 8 本日の会議に付した事件
- 議案第 9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 田上町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定について
- 議案第12号 田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者の指定について
- 議案第14号 田上小学校空調設備設置工事変更請負契約について
- 議案第15号 羽生田小学校空調設備設置工事変更請負契約について
- 議案第16号 田上中学校空調設備設置工事変更請負契約について
- 議案第17号 平成30年度田上町一般会計補正予算（第9号）議定について中

第1表 歳入

第1表 歳出の内

1款 議会費

2款 総務費（1項・4項）

5款 労働費

6款 農林水産業費

7款 商工費

8款 土木費

9款 消防費

第2表 継続費補正

第3表 繰越明許費

第4表 地方債補正

議案第18号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第4号）議定について

議案第19号 同年度田上町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）議定について

議案第24号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）議定について

午前9時00分 開 会

総務産経常任委員長（高取正人君） では、時間前ではございますが、皆様おそろいのようなので始めたいと思います。

きのうは寒い中、田上中学校の卒業式に参加され、皆様お疲れさまでした。寒い中にもやっぱり今年は暖かいようで、田上中学校の自転車置き場の反対側の梅林も、梅の栽培地なのでしょうが、梅の花の小枝の一部が花が咲いていました。今年はどうめまつりまで梅の花がもつのかちょっと心配ではありますが、今日も慎重審議で始めたいと思います。

今日は三條新聞社様、中野議員のほうから傍聴の要請が出ております。

では、町長より挨拶をお願いします。

町長（佐野恒雄君） それでは、おはようございます。先ほども話題に出ておりましたが、すっかり春めいてまいりました。今年は本当に雪がなくて助かるし、すっかり春らしくなってきたねというのがここ最近の挨拶の感じになってきております。本当にありがたいなと思っておりますし、このまま春を迎えられるのだろうかというところまで来ておるとしております。

きのうは中学の卒業式、大変ご苦労さまでございました。子どもたちの成長した姿を親御さんたちがごらんになって、何か私自身も自分の子どもの卒業式のころを思い出したり、懐かしく思っておりました。もうちょっと頭の記憶をずっと何十年か巻き戻しますと、自分もこんな時代といえますか、中学の卒業式、自分もこんな時代があったのだなと本当に懐かしく感じながら卒業式に参加させていただきました。

今日は総務産経常任委員会ということで、付託案件幾つかございます。慎重にひとつご審議をお願いをいたしまして、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

総務産経常任委員長（高取正人君） では、議事に入りたいと思います。

本委員会に付託されました案件は、議案第9号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、議案第10号 田上町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、議案第11号……この後ちょっと割愛しますか。

(割愛しての声あり)

総務産経常任委員長（高取正人君） はい。指定管理者の指定について、議案第14号から16号が田上小、羽生田小、田上中学校空調設備工事の変更請負契約について、議案第17号が平成30年度田上町一般会計補正予算（第9号）議定についての中、第1表、歳入、歳出のうち1款議会費、2款総務費、1項、4項、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、9款消防費、第2表、継続費補正、第3表、繰越明許費、第4表、地方債補正、議案第18号、19号、24号が下水道事業、集落排水事業特別会計、水道事業会計補正予算の議定についてです。

最初に、議案第9号と10号を議題とします。

執行側の説明を求めます。

総務課長（吉澤深雪君） 改めておはようございます。大変盛りだくさんではありますが、よろしくご審議お願いいたします。

最初に、議案第9号になりますが、議案書の9ページをお開きください。災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてであります。内容については基本的に町長から提案申し上げたとおりに災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、今回災害援護資金の関係、貸付利率等あるいは保証人、あるいは償還関係についてより柔軟性を持たせた形で法改正があるものですから、それに合わせて内容を改正するものであります。

説明については以上であります。

地域整備課長（土田 覚君） 改めておはようございます。よろしく申し上げます。

議案10号でございますが、議案書の12ページからになりますので、よろしく申し上げます。田上町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正でございますので、よろしく申し上げます。

その内容につきましては、学校教育法の改正並びに技術士法施行規則の改正に伴いまして、水道法施行条例に規定する布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に関して所要の改正を行うものでございます。具体的には2点ありまして、1点目は学校教育法の改正により、新たな高等教育機関として専門職大学が設けられたことに伴う水道法施行令及び同法施行規則の改正に合わせて条例中の短期大学には専門職大学の前期課程を含む趣旨の改正を行うもの、また2点目は技術士法施行規則に定める技術士第2次試験の専門科目の整理が行われたことに伴います水道法施行規則の改正に合わせて条例の文言を改正するとともに、改正前の当該条例規定該当者も改正後も規定の該当者とみなす旨の経過措置をとるものとするものでござい

ます。

それでは、新旧対照表で説明しますので、よろしく申し上げます。14ページからになりますので、よろしく申し上げます。大きく申しまして、先ほどもお話ししたとおり学校教育法の改正によるものがあります。(3) 番のところでございますが、短期大学の下に「(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)」というような形の文言を追加したということでございます。また、(8) 番の今までは「工業用水道又は水道環境を選択したものに限る」ということでございますが、専門科目の整理によりその部分が削除されたものでございます。また、水道技術者管理資格につきましては、第4条からになります。専門職大学の前期課程にあっては修了した者とか、そういうものを追加したものでございますので、よろしく申し上げます。

なお、調べましたところによりますと、専門職大学とは2から3年生の専門職の社会人関係の専門職を養成した人材の大学のことでございまして、前期課程はおおむね2年から3年というものでございます。なお、修了者には学士や学位が授与されまして、一定の実務経験を持つ入学者には能力において修業年数を短縮することという部分も、文言も入っております。したがって、その専門職大学の文言を短期大学の次に追加した条例の改正でございます。

よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

総務産経常任委員長(高取正人君) 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。まず、議案第9号について質疑のある方ご発言を願います。

2番(藤田直一君) 新しい改正の2番ですが、災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は保証人を立てなければならない。今までは立てなくてもよかったというふうに解釈をしているのですが、これは何で急に、災害を受けた皆さん方は、それは借りて返済能力のある人は問題はないと思いますけれども、ない人もいます。でも、やむなくどうしても家を建てなければならない。何かをしなければならぬという、財政的に苦しい人もやっぱりいると思うのです。そういう人たちにどうしても保証人を立てると。急に保証人をなぜ立てなければならないのか、その辺説明を伺えれば。お願いします。

総務課長(吉澤深雪君) 現行の今現在の法では、法で保証人を立てなければいけないこととなっております。今回は法改正がありまして、保証人を立てるかどうかなんかというのは市町村の条例で定めることとされたことでありまして、それで私どもの田上

町としては保証人を立てることといたしました。ただし、余りにも大規模な災害、阪神大震災や東日本の大震災、そういうような場合は保証人を立てることが困難な被災者も考えられますので、そういう場合は特別法なりを見て、またその都度決めていくことが必要かなというふうには感じております。

以上であります。

総務産経常任委員長（高取正人君） ほかにありませんでしょうか。

しばらくにしてないようですので、議案第9号にに対する質疑は終了します。

議案第10号についてご質疑のある方はご発言をお願いします。

では、議案第10号に対する質疑は終了します。

では、続きまして議案第11号、議案第12号を議題といたします。

執行側の説明を求めます。

総務課長（吉澤深雪君） それでは、議案書の16ページ、17ページをお開きください。

議案第11号は、田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定についてであります。今回提案申し上げたとおりにこの3月31日をもちまして、今現在指定管理を指定をしております契約期間が終わることから、満了することから、新たに今現在も指定管理をお願いしている椿寿荘売店組合から引き続き指定管理をお願いしたいということで考えております。内容については4月1日から5年間ということであります。

続いて、議案第12号については田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者の指定についてであります。これについても3月31日を指定が満了する関係から、引き続き指定管理を選定するに当たりまして、今お願いしている環境をサポートする株式会社きらめきより引き続き5年間指定管理をお願いしたいということになります。

なお、詳しい内容については先月2月14日の議会の全員協議会で指定管理候補者の選定について審査の状況、あるいは審査の詳しい内容についてご説明申し上げましたので、ここでは省略したいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

総務産経常任委員長（高取正人君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言をお願いします。

しばらくにしてないようですので、議案第11号、12号に対する質疑は終了します。

続きまして、議案第14号、15号、16号を議題といたします。

執行側の説明を求めます。

総務課長（吉澤深雪君） それでは、議案書の19ページ、20ページ、21ページになります。それぞれ議案第14号、15号、16号、小中学校の空調設備設置工事の変更請負契約についてであります。議案第14号は田上小学校、議案第15号は羽生田小学校、議案第16号は田上中学校のそれぞれの空調設備の設置工事であります。

変更する内容につきましては、いずれも2月8日の議会臨時会本会議で議決をいただきました工事の請負契約の内容について、その時点では国の交付金の申請手続の関係上工期を今年の3月31日までとしておりましたが、このたび国の手続、繰越承認を受けられたことから、その工期を当初予定していた平成31年9月20日までにそれぞれ工期を変更させていただきたいという内容であります。

説明については以上で終わりであります。よろしくお願いいたします。

総務産経常任委員長（高取正人君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方ご発言をお願いします。

4番（渡邊勝衛君） 取りつけ時期に関してのお話でございますけれども……

総務産経常任委員長（高取正人君） 工期でしょうか。

4番（渡邊勝衛君） ええ。工期の関係で、7月末とか6月末とかと言われてはいますが、ここまで来れば大体最終的な普通教室の空調設備の終了時期がわかるのではないかと思うのですけれども、わかりましたらお願いします。

総務課長（吉澤深雪君） これについてはそれぞれ町長なり教育委員会で何度もお話ししておりますが、学校等の調整をしながら、できるだけ普通教室を中心に夏前までには設置したいということで準備を進めているというようなことでありますので、それ以上については私のほうから特に説明はできないかなというふうに、説明できないというか、そういうふうに努力しているということでもありますので、お願いしたいと思います。

総務産経常任委員長（高取正人君） ほかにありませんでしょうか。

では、質疑を終了します。

続きまして、議案第17号、18号、19号、24号を議題といたします。

執行側の説明を求めます。

総務課長（吉澤深雪君） まず、議案第17号であります。22ページをお開きください。

議案第17号 平成30年度田上町一般会計補正予算（第9号）であります。

第1条としまして、歳入歳出予算それぞれ歳入歳出1億938万4,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ52億7,524万円とする内容であります。なお、歳入歳出の主

な内容については年度末に当たりまして事業がそれぞれほぼ確定、あるいは確定見込みであることから、収入、支出のそれぞれの増減整理が主な内容であります。それ以外にも継続費の補正、繰越明許費の補正、地方債の補正がありますが、それぞれ順次説明します。

まず、ページをお開きいただきまして、27ページをお開きください。27ページ、第2表、継続費補正ということであります。2款総務費、1項総務管理費のまちづくり拠点整備事業費ということで、補正額、今現在の5,000万円と補正後ということで総額受けました後、各年度の年割額を変更させていただきたいという内容であります。なお、これについては補助金の交付金の交付決定により、その関係で事業費を補助金に合わせまして調整をさせてもらったというような関係であります。

本日継続費の補正の内容ということで、別紙資料をお配りいたしましたので、参考にしていただきたいと思っております。上の表が現予算の今現在の年割額ということで、交流会館建設工事、施工監理、道の駅施工監理、それから道の駅建設、学習センター工事、学習センターの施工監理ということでそれぞれ年割額を示しておりますが、そのうち平成30年度の交付決定により継続費で上げているものについては交流会館のほうに重点的に配分をさせてもらったということで、その分学習センターなり学習センターの関係を後に、平成31年度以降におくらせるというようなことで調整をさせてもらったというような関係であります。なお、それ以外にも、学習センター以外にも、下の欄に書いてありますが、道の駅の外構の工事の関係で消パイの関係を、県のまた交付金の関係もあるものですから、県が実施している重点道の駅の交付金の関係がありまして、それをちょっと先行して継続費でやることで考えておりましたが、2,400万円、おりましたが、それを継続費から外して、単年度の事業費とすることで今回32年度分をその分減額をさせてもらっているというようなことあります。継続費の内容については以上、このような形で年割額をそれぞれ変更をお願いしたいということでもあります。

議案書に戻りまして、27ページの第3表、繰越明許費であります。8款土木費、1項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金の維持ということで1,940万円あります。これについてはまた後ほど詳しく歳入なり歳出で所管課から説明いたしましたが、国の補正予算の追加がありまして、消雪パイプの関係、さかき坂の関係の井戸の掘削を平成31年度に予定していたものを国の補正予算がついたことから、先行して前倒しで行わせていただきたいということですが、ただ年度内に終わる見込みがないため、翌年度へ繰り越しをお願いしたいというようなところであります。

続いて、28ページになりますが、第4表、地方債の補正であります。道路整備事業費ということで、限度額を道路整備については6,440万円から6,990万円に限度額を引き上げたいというものであります。これについても先ほどの繰越明許と同じように道路整備の関係、消パイの関係で国の補正予算が水増ししたことから、今回先行してその分補助裏についても借入れをお願いしたいということで、限度額の引き上げをお願いしたいというような内容であります。

それでは、31ページから歳入になります。31ページ、歳入の詳しい内容に移りますが、1款町税の1項町民税、2項固定資産税、軽自動車税、4項町たばこ税とそれぞれ年度末に当たりまして、それぞれある程度の実績が見込まれる関係から、それぞれ増減整理をお願いしたいというような内容であります。なお、町税については町民税の個人については農業所得、あるいは譲渡所得で当初見ていたよりも大分見込みよりも少なくなっているというようなことで、今回減額をお願いしたいというような内容であります。

続いて、32ページお聞きください。2款地方譲与税、3款利子割交付金、6款地方消費税交付金、7款ゴルフ場利用税交付金、9款地方特例交付金、10款地方交付税ということで、それぞれ実績見込み、実績、あるいは交付決定からの見込みに合うようにそれぞれ増減整理をお願いしたいという内容であります。なお、33ページの中段の10款地方交付税については地方交付税、普通交付税において追加交付が、調整額当初ありましたが、それがなくなるということで、追加交付ということで受け入れをお願いしたいという内容であります。

33ページの下段であります。14款国庫支出金、1項国庫負担金であります。それぞれ社会福祉費負担金、障害者の自立支援の関係あるいは低所得者、これは介護保険の関係であります。あるいは2節児童福祉費の負担金、幼稚園の奨励費の関係であります。私立幼稚園の関係、あるいは3節児童手当の関係、それぞれ実績、交付決定等により増減整理をお願いしております。

ページめくりまして34ページに入りますが、国の2項国庫補助金であります。1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金ということで4,880万円ありますが、それは社会資本整備総合交付金ということで、交流会館等の関係で当初低目に交付金を見込んでいたのですが、予定していた40%までは届きませんが、おおむね事業費の9割ぐらいまで交付されたということで、その分実績に基づいて、交付決定に基づいて事業費を増額させてもらいたいと、受け入れ措置をお願いしたいというようなことであります。

それから、その下の2目民生費については障害者自立支援、3目衛生費、循環型は、これ合併浄化槽の関係であります。それぞれ交付決定等により増減整理を行いたいというものでありますし、4目の土木費国庫補助金については先ほどから何回も言っておりますが、国の補正予算の関係で社会資本整備総合交付金追加が認められたことから、31年度予算に当初予定していたものを前倒しをした関係で行っていきたいということでもあります。5目教育費、理科教育の設備費補助金ということで、実績に伴う、交付決定に伴う増減整理です。

以下、3項委託金についても交付決定に伴う増減整理、減額を行っておりますし、15款県支出金でありましてそれぞれ社会福祉費あるいは児童福祉費、児童手当負担金等、それからその下の35ページの中段にありますが、農林水産業費の農地費の負担金についても地籍調査の負担金ということで、交付決定に伴いそれぞれ減額等の処理を行っております。

35ページの中段、下の段であります。2項県補助金であります。これについても民生費の県補助金、それから衛生費、農林水産業費、商工費等、それぞれ交付決定等、実績に伴いそれぞれ減額整理しております。

ただ、ちょっと説明忘れておりましたが、ちょっと戻りますが、1項の県負担金の35ページの一番上の2節児童福祉費負担金であります。この関係400万円と大きく減額になっておりますが、実はこれ県の負担金で当初見ていたものを内容的には県の補助金、負担ではなく、補助金分野というようなことで、県の補助金の2項の県補助金、1目民生費補助金、2節児童福祉費補助金ということで387万円上がっておりますが、この分を組み替えさせてもらったということで、これは負担金でなくて補助金、県のメニューの関係で中身を移した関係でちょっと大きな額が動いているという内容であります。

ページめくりまして36ページに入りますが、15款の2段目に今度は17款寄附金ということで、指定寄附金1,000万円に補正額300万円プラスであります。これについてはふるさと納税について当初1,000万円見ておりましたが、順調にいただいております。300万円ほど実績等に基づいて追加をさせてもらいたいという内容であります。

それから、18款繰入金、1項特別会計繰入金ということで、それぞれ実績に伴い後期高齢者医療の特別会計、あるいは水道会計についてはルール上の関係で、それぞれ実績に伴い増減整理を行っております。

それから、18款、その下の繰入金の2項基金繰入金であります。1目財政調整

基金の繰り入れについては既定額としては1億9,542万8,000円繰り入れを見ておりましたが、今回1億2,310万7,000円減額することで、最終的に平成30年度の財政調整基金からの繰り入れは7,232万1,000円にしたいというような内容であります。なお、これにより平成30年度末の財政調整基金の残高は9億4,468万8,000円ということで見込んでおります。9億4,468万8,000円であります。なお、これについてはまた新年度予算の参考資料等でこの数字等はどこかに出ておりますので、確認等お願いしたいと思います。

それから、その下の2目生涯学習センター設立基金繰入金ということですが、これも事業の実績等に伴い、要は交付金等の関係で事業費の調整を行った関係で、今回は繰り入れを5,300万円減らし、最終的に1億700万円でおさめたいということになります。これについても平成30年度末の残高は1億7,100万円程度を見込んでおります。

その下の37ページ入りますが、基金繰り入れで音楽振興基金の繰り入れであります。これは事業費の実績に伴い繰り入れを減額したいという関係であります。

37ページ中段の20款諸収入であります。総務費受託事業収入については道の駅の建設工事の受託事業費、これは重点道の駅の関係で県の予算の関係で、予算の都合で県からこの部分今年度で受け入れてくれということで県負担分というか、負担率よりも、実績よりも多いのでありますが、とりあえず平成30年度分で1,362万9,000円を県から受け入れるということになります。工事費に伴う追加の県の負担部分を受け入れる内容であります。

その下の5項雑入については、それぞれ説明欄にあるとおりの内容の実績等に伴い今回受け入れをしておりますし、一番下の3目過年度収入についてはそれぞれ29年度の関係でそれぞれの実績に伴い、過年度分の受け入れを行っております。

ページめくりまして38ページになりますが、21款町債であります。それぞれ1項総務債、2項衛生債、3目土木債、4目消防債、それぞれ実績等に伴い減額なりをしておりますが、3目の土木債については説明欄にあるとおりに説明欄の一番下の公共事業等債追加補正分ということで、国の補正予算に伴い今回この分を増額させていただいています。

歳入については以上であります。説明をかわります。

議会事務局長（小林 亨君） 改めておはようございます。

それでは、歳出のほうに移りたいと思いますけれども、議案書39ページのほうごらんいただきたいと思います。1款1項1目の議会費でございますが、223万7,000円

の減額をお願いするものでございます。説明欄ごらんいただきたいと思いますけれども、報酬のほうで101万7,000円、職員手当等で122万円の減額をお願いするものでございますが、こちらにつきましては議会議員の辞職、それから補欠選挙に伴いまして不用額の整理を行うものであります。

以上でございます。

総務課長（吉澤深雪君）　続きます、39ページの中段であります、2款総務費、一般管理費、1目一般管理費であります。補正額1,003万1,000円の減額であります。内容については説明欄にございますが、主というか、副町長の関係、不在に伴う給料等の手当等の減額を整理をさせていただいております。

なお、39ページ、説明欄の下の方に14節使用料及び賃借料ということで、事務費借上料120万円追加お願いしましたが、これはコピー機の使用がすごく今年度多くなっている関係から、不足をするということで急遽補正をさせていただきたいというふうな内容であります。その下からは電算の関係の、40ページに入りますが、電算システムの改修なり、個人情報等の点検業務の関係なり、備品は職員の端末、パソコン等の契約のそれぞれの実績請け差で減額整理を、請け差をお願いしております。

40ページの中段に7目企画費ありますが、45万円の追加お願いしておりますが、これについてはふるさと納税の関係で当初見ていたよりもお返しの品がちょっと不足をする関係から、入がその分ふるさと納税をいただいているものですから、当然それに関連しまして記念品等お返しする品の関係なりを追加と、あと事務手数料の関係を追加をさせていただきたいという内容であります。

8目の地域づくり推進事業費については、成増交流の関係で実績に伴い減額でありますし、11目まちづくり拠点整備事業費については6,284万8,000円の減額であります。説明欄見ていただきたいのでありますが、旅費あるいは役務費、手数料等については実績に伴う関係で、この手数料については交流会館の建築確認の手数を当初見ておりましたが、今年度には執行できない状況でありますので、平成31年度に再計上させていただきたいと考えております。

41ページに入りまして、委託料、学習センターの関係なりについて、設計なり施工監理、それぞれ交付金の助成、あるいは契約請け差等で減額整理等をしていきます。15節の学習センターの建設工事についても交付金関係で、今回は減額し、継続費の内容でご説明いたしたとおり年割額を変更させていただきたいということで、今回は減額とさせていただきます。

ちょっとページ飛びまして、42ページお開きください。42ページの下段になりますが、2款の総務費のうち4項選挙費であります。2目の町長選挙費については、実績等に伴い不用額の整理をお願いする関係であります。

一旦ここで説明をかわります。

産業振興課長（佐藤 正君） 改めましておはようございます。

では、私のほうから説明申し上げますが、議案書48ページごらんいただきたいと思えます。議案書48ページは5款1項1目労働諸費につきましては、雇用その他事業ということで18万9,000円の補正をお願いするものであります。内容につきましては、地方バス路線対策補助金ということで、この路線バスの運行経費の一部を新潟交通観光バス株式会社に補助しているものであります。今回増額になった理由につきましてはバスの維持管理に係る経費が増となったために、補助金に不足を生じるため、やむを得ず補正をお願いするものであります。

続きまして、6款1項3目その他事業で7万6,000円の減額をお願いするものであります。内容につきましては、19節の負担金、環境保全型農業直接支援交付金7万6,000円を減額ということでございますが、これは昨年度有機農業に取り組みを行った方がおられました。今年から農業者複数以上のグループで行うなどの要件という形になったものですから、その要件を満たさなくなったことによるものから、減額とさせていただいたものであります。

その下はかわります。

地域整備課長（土田 覚君） 6目の農地費でございますが、減額の1,948万8,000円をお願いするものでございます。説明欄をお願いいたします。28節の繰出金でございますが、集落排水事業特別会計への繰出金を1,190万2,000円の減額をお願いするものでございます。これについては後で集落排水事業特別会計でご説明申し上げます。

次に、国土調査事業でございますが、758万6,000円の減額をお願いするものでございます。歳入でもお話ししましたとおり交付決定に伴いまして、減額するものでございます。要望は1,800万円要望いたしましたが、内示というか、最終的に交付決定が1,014万円ということですので、採択率は56.3%ということで、国からの交付決定に合わせましてこの部分を減額するものでございます。よろしく申し上げます。

産業振興課長（佐藤 正君） 続きまして、7款1項1目商工総務費であります。商工総務事業で2万円の補正をお願いするものでございますが、内容につきましては産業振興課商工観光係の職員に子どもが生まれたことによりまして、扶養手当が不足するため、やむを得ず補正をお願いするものであります。

続きまして、2目の商工振興費、商工振興事業4,680万2,000円の補正をお願いするものでありますが、これにつきましては本田上工業団地内の用地の取得に係ります売買に伴います土地の差額分の経費を町から補助金として県央土地開発公社に補助金を行うなどの補助を行うことで、その分の不足分の補正をお願いするものであります。

以上です。

地域整備課長（土田 覚君） 続きまして、8款1項2項の道路維持費でございますが、1,940万円の追加をお願いするものでございます。歳入でもお話ししたとおり社会資本整備交付金事業ということで、坂田・湯川2号線の川ノ下地内の消雪パイプを国の平成30年度補正予算に要望いたしました。要望は2,400万円いたしましたが、1,890万円ということで内示が来まして、平成31年度に予定しておった坂田・湯川2号線の川ノ下地内の消雪パイプの削井工事をやることとしたので、国の補助予算に同調したものでございます。なお、この社会資本整備交付金事業につきましては、消雪パイプは3分2の補助でございます。したがって、平成31年度予算審査のところでお話ししますが、この分の削井の井戸の工事分だけは平成31年度予算から6月か9月ごろで、9月の議会において減額することになります。

続きまして、おはぐりください。8款1項4目の道路新設改良費でございますが、30万円の減額をお願いするものでございます。その内容につきましては、舗装新設工事業でございますが、請負請け差でございます。

次に、8款2項2目の河川改良費でございますが、99万3,000円の減額をお願いするものでございます。このことにつきましても説明欄でお話ししますが、河川改良総務費の委託料から河川改良工事業、河川改良法面復旧工事業、いずれも不用額や請負請け差によりまして減額するものでございます。

次に、8款3項3目の下水道対策費でございますが、4,920万2,000円の減額をお願いするものでございます。これについては下水道事業会計への繰出金を4,920万2,000円減額するものでございますが、この内容につきましては下水道事業会計のところの補正予算で説明させていただきます。

8款4項1目の住宅管理費でございますが、753万2,000円の減額をお願いするものでございますが、住宅管理事業のところでございますが、19節の負担金補助及び交付金でございます。民間賃貸住宅の建設補助金を500万円減額するものでございます。また、多世帯同居住まい推進リフォーム補助金を253万2,000円減額するものでございます。なお、多世帯同居住まい推進リフォーム補助金につきましては、平成29年

度では10件の予算のところを5件ということで250万円の支出、平成30年度においては10件予算を見ておったのですが、5件の申請がございまして246万8,000円の支出。したがって、500万円の予算に対して253万2,000円の減額をお願いするものでございます。

以上です。

総務課長（吉澤深雪君）　続きまして、51ページの下段におきましては9款消防費であります。1項1日常備消防費ということで、今回283万4,000円の減額をお願いするものであります。内容については消防衛生保育組合の消防費分の負担金の決定に伴い、今回減額をさせていただくものであります。

続いて、ページめくりまして52ページお開きください。消防費の3目消防施設費でございまして、19万2,000円の追加であります。これについては消火栓の維持管理の負担金ということで、水道会計のほうに負担をする内容でありまして、主に水道本管の施設実績に基づいて5%分を町が負担することになっている関係から、その決定に伴い追加をさせていただくものであります。

4目防災費については43万5,000円の減額であります。これについても説明欄にある内容、それぞれ請け差、あるいは実績に伴いまして減額整理をさせていただくという内容であります。

以上、議案第17号についての説明を終わらせていただきます。

地域整備課長（土田　覚君）　それでは、議案18号をお願いします。議案書の54ページからになります。

（何事か声あり）

総務産経常任委員長（高取正人君）　締めますか。

（何事か声あり）

総務産経常任委員長（高取正人君）　では、一回ここで。

では、議案第17号に対する質疑に入ります。質疑のある方ご発言をお願いします。

11番（池井　豊君）　4つばかりあるのですけれども、一つ一つやろうか。まず、歳入のところ例のふるさと納税あるのですけれども、とてもいい話で、36ページか。300万円ぐらい増えて、経費とか3割ぐらいあると思うのですけれども、これも指定寄附ということで、この増えた分の使い道というのは何に充てるような形に考えているのですか。一般財源に入れるのか、それとも指定寄附という形で何か教育関係のあれに使うとか、何か特別な用途にやるのかとか、増えた分についての使い道みたいなものをどのような計画性を持ってやっているのか、まずお聞きしたいと思いま

す。

総務課長（吉澤深雪君） ふるさと納税については、それぞれ寄附の段階でどういう用途に使いたいかという希望をとった上で使わせていただいていますので、それぞれの科目、子育てなり教育、あるいはそういう関係という指定があればそういうような関係で使わせてもらっておりますし、特に指定がないものについてはこちらの一般会計ではありませんが、どれかの事業に充てていきたいということで考えております。

以上でございます。

11番（池井 豊君） それはそれでいいと思うのですけれども、こういうふうにも有効活用させてもらいましたみたいな形でホームページ等でアピールする必要があると思うので、効果的に使われまして、ありがとうございましたみたいな形で捉えられるようお願いしたいと思います。

2つ目のちょっと質問ですけれども、39ページ、特別職の給与ということで、町長、副町長なしで何カ月、9カ月頑張っておられたわけなのですが、これだけ財源が浮いて、財源的にはありがたい話なのですけれども、正直言って町長自身も副町長がやるような仕事もやらなければならないで、副町長が行くような会合も出なければならないで、大分負担が増えていると思いますし、はたまたこっちから見ていると総務課長も副町長がしなければならないような仕事をフォローするような形で大分負担が増えているといいましようか、そんな状況にもあるように思うのですけれども、副町長人事を、9カ月いかなかったわけなのですけれども、これを9カ月間どのように捉えているかということと、今後どのように選定していくのかということとをちょっとお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

町長（佐野恒雄君） 副町長人事につきましては、ご心配をおかけしておりますことを大変申し訳ないと思っております。できるだけ早く決めさせてもらいたいと、今はその程度にしかお答えできませんが、できるだけ早く決めさせてもらいたいと思っております。

11番（池井 豊君） いなかった9カ月間はどうかだったのです。9カ月間いなくてもどうかだった。いなくても何とかやれたというのか、大変だったというのか。

町長（佐野恒雄君） いろいろと先ほど池井委員がおっしゃられるように総務課長のほうでいろいろと負担も随分おかけしているのではないかなということもありますし、何とかやってきたというか、やってこられたのですけれども、できるだけ早目に副町長人事決められればなと思っております。対応していきたいと思います。

11番（池井 豊君） 町長、ぜひ負担にならないように早目に選定してください。

あと、49ページ、地域整備課の社会資本整備事業の要は消雪パイプのことなのですけれども、これちょっと年またいで、私も理解ができていない部分があるのですけれども、今まで前の佐藤町長が消雪パイプは新しいの作らないよみたいな形でいたのが今回佐野町長になって作り始めて、それはそれでよかったと思うのですけれども、一旦今この事業が年度を全部合計して、国からの今回1,940万円来ていますけれども、国から一体何%ぐらい来ている形の事業になっていて、これからも消雪パイプの事業としては田上町として行う予定、財政的に行いやすい環境にあるのか、ちょっとそこら辺の回答をください。

地域整備課長（土田 覚君） 今回実はこの補正については、新年度予算に町長と相談しまして、2カ所町民の請願が上がっているところやら、現在あるさかき坂なんていうのは川の水でございまして、それらを請願が出ていましたので、そういう部分を町長と相談しながら、安心・安全な冬期道路交通確保ということや、田上小の下の部分を新年度に実は予算のところへ上げておいたのですけれども、今回の国のほうの補正というか、要望のあれがありましたので、実はさかき坂のほうの坂田・湯川2号線のほうだけを国の補正予算2,400万円要望をさせていただきました。そうすると、国の補正予算というのはばっちり3分の2補助金がついて、裏負担もばっちり100%認められるような起債事業になるわけですが、有利な補正予算を財政を考えながら手を挙げさせていただいたのですが、結果として内示が1,890万円でございますので、少し削られたということですが、井戸だけは掘れるので、そこからつなぐ部分はまた来年度の社会資本整備交付金で計上していきたいというふうに思っています。

なお、社会資本整備交付金事業の中身については、これから町長と相談しながら、どういう補助事業のメニューに沿ってということ考えていきたいというふうに思っていますし、今回の消雪パイプについては、非常に請願が上がっている箇所や町長の公約でもあります冬期の道路交通確保や田上小学校のところの消雪パイプということで、平成31年度に予算に上げておいたところの部分を前倒しでこの補助事業でやるということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

4番（渡邊勝衛君） 今ほど言われました消雪パイプの件でございますけれども、今消雪パイプがとまっているところの今度原ヶ崎側のほうになるわけですが、そこに若干つながっていないところがあるのですけれども、そこまでやるということ

ですか。

地域整備課長（土田 覚君） 基本的には井戸を掘ってみないとわかりません。基本的には井戸を掘ってみて、揚水試験をしなければわかりません。その容量によって考えていきたいというふうに思っていますが、基本的には今あるメインパイプの部分まではつなげられるのでないだろうかというような手はずは踏んでおりますけれども、揚水試験によっては逆に短くなる可能性もございますし、逆に容量があれば町長とも相談しながら、100メートルかそのぐらいあるのでないか。ないところまでつなげるかどうかというのは、今後の財政状況も踏まえた中で検討してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

4番（渡邊勝衛君） 今ほど土田課長のほうから容量があればできる限り延ばしたいと言われたわけでございますけれども、それは平成31年度になってからの工事なわけですよね。

地域整備課長（土田 覚君） 基本的には今回の補正予算をお認めいただけますと、この金額を蓄えて平成31年度に繰り越しすることになります。したがって、早期の発注ができますので、早目に井戸を掘れて、容量が出るとは思いますが、その追加の部分とか、その部分については今後の予算編成の中で考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

11番（池井 豊君） もう一つ、地域整備課長、去年も言ったのだけれども、去年の決算でも言ったのだけれども、51ページ、要は民間賃貸住宅建設補助金と多世代同居住まい推進リフォーム補助金、それまで町の普通のリフォーム補助金でやっていたときには非常に人気でよかったのが、これ組みかえたがために2年間余りっ放しという事業になっているわけですが、ここで減額補正なんて言っておりますけれども、これ担当課長としてはこれは本当に有効だったのかどうかというところを正直答えてください。

地域整備課長（土田 覚君） 51ページの民間賃貸住宅補助金ということについては、少子化対策や世帯向けのアパートを作る人に一棟50万円を限度に補助するという制度で、5年間という期限の中でやってきたものでございます。実績としてはありませんでした。去年手を挙げたいという人はいたのですが、ちょっと冬場に工事してということで手を挙げられなかったのですが、私どももいろんなところに努力はしたのですが、民間賃貸住宅を建てるオーナーさんがなかなかいないと

ということで、そういう人がおられればこの制度を使って民間賃貸住宅を建てて、世帯向けのなるたけ田上町に住んでということで設けた補助金制度でございますので、32年までだったっけ。

(31の声あり)

地域整備課長（土田 覚君） 平成31年までで終わりますので、この後についてはまた町長と相談しながら、池井さんがおっしゃる実績がなかったのは本当にご勘弁願いたいのですけれども、実は私どももいろんなところに当たってみました。大東建託、言いましたけれども、そういうところに当たってみたり、町内のそういうアパートを作るところにも当たってみたのですけれども、なかなかいなかったと。

それから、多世代同居住まい推進、これは私も本当に町にとっては大事な施策だというふうに私は認識しています。それは、例えば何らかの理由で親と同居をしていない人が外に、たまたま新婚というか、何らかの理由で外に出ていて、アパートに住んでいたものが戻ってくる時に流しを直したり、風呂、水回りを直したりというのは大体常でございますので、住民票を移して一緒に住んでいただいて、1つは親の面倒を見るというのが子どものやっぱりお考えもあるし、一緒に住んで子どもの面倒を見てもらうというのもあるし、一緒に住んでもらって定住につながるというのもあるので、大体5件ずつばかりなのです。すごく毎年2回も広報紙やいろんなのでPRしているのですけれども、実績としては5件だったということでございますので、ご理解いただきたい。ただ、その分を減額しているということでございますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

総務課長（吉澤深雪君） 若干補足させていただきます。

この関係、今土田課長も申し上げましたが、当初から5年間時限立法というか、時限条例で、要綱であれした関係でありますので、平成31年度までは当然やらせてもらうということでもあります。ただ、それ以後はもちろん効果もニーズも余りなかったというか、ニーズが賃貸住宅のほうはなかった関係ありますので、それら見た中でこの財源を今後はほかの定住対策等に振り向けていただくように考えておりますので、また新たなものも財源確保ということで予定しておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

11番（池井 豊君） わかりました。ともかく平成31年度もやるということなのですが、効果的でなかったというのは明らかなので、それはそれで反省すればいい

ことなので、本当に世間では、ほかの市町村ではいろいろやっていたり、今まで既存のアパートを壁ぶち抜いて世帯向けに改造するというのを推進するとか、はたまた空き家対策として空き家リフォーム移住補助金みたいな形でやっていたり、俺出雲崎余り評価していなかったのですけれども、出雲崎の町営住宅ですか、割合最近評価する声もあるのですが、そういうところも検証してみて、ぜひこれは反省の上に次のこういう制度を作るときにちょっと効果的なもの、人口増加という意味で効果的なものを幅広くちょっと検討し直すように要請しておきたいと思います。返答は要りません。回答は要りません。

総務産経常任委員長（高取正人君） ほかに質問のある方おられませんか。

では、私のほうからちょっとお伺いしたいのですが、歳入についてなのですが、町民税個人分が現年度で1,119万3,000円の減なのですが、内訳についてもうちょっと詳しく教えていただきたいのと、同じくたばこ税、毎年本数と幾らというので、そういうような話を教えていただきたいのと、あと自動車重量譲与税について、これ400万円の減ということなので、これの減の内容についてともう一つ、国庫支出金、民生費国庫負担金の児童手当負担金、3歳未満児被用者分ということで、これ幼稚園の補助だと思いののですが、243万円ということなのですが、職員がやめられたのか、それとも子どもが少なくなったのかと思ひまして、この辺のところをもうちょっと詳しく教えてください。

（最後のもう一回の声あり）

総務産経常任委員長（高取正人君） 33ページ、国庫支出金、国庫負担金、1項民生費国庫負担金の3節児童手当負担金113万1,000円なのですが、3歳未満被用者分として243万円の減というふうになっていますので。

総務課長（吉澤深雪君） 町税、あるいは重量税については後ほど財政係長から詳しく説明いたしますが、最後の今の児童手当の負担金の減額であります。これについては3歳未満の被用者分ということでありまして、3歳未満の児童手当の対象者が当初見ていたよりも少なかったという関係であります。早い話が出生数、実は60人ぐらい見ていたのですが、それがこの対象年度については41人しか必要なかったということで、その分これが大きく減額となっているという内容であります。

では、町民税等詳しくまた説明します。

総務課長補佐（中野貴行君） 私のほうからまず町民税の関係ご説明申し上げます。

まず、個人町民税の関係であります。1,100万円ほどの減ということになります。大きなものの内訳としましては、総務課長申しましたとおり農業所得、譲渡所得の

減ということでございますが、項目別に見ますと農業所得で大体600万円ぐらい、譲渡所得で300万円ぐらい減ということで見込んで、おおむね1,100万円ぐらいということになります。

次に、たばこ税の関係でございますが、これはもう200万円の減ということであります。要因としましては、たばこの売り上げ本数が減っておりまして、大体35万本ほど売り上げ本数が減っていると見込まれるということで200万円減額をお願いしたいものであります。

(重量譲与税の声あり)

総務課長補佐(中野貴行君) 自動車重量譲与税ですか。これは、当初予算では大体国の交付見込みと合わせて10%の増ということで見込んでおりましたが、実際にはそこまで車の需要がなかったということで200万円分減ということで、これにつきましては国の自動車重量税の大体40%相当が町のほうに振り分けられるものであります。当初大分増えるかなということで見込んでいたものがそんなに増えなかったということが実際のところであります。

以上です。

総務産経常任委員長(高取正人君) ありがとうございます。

ほかにありませんでしょうか。

では、ここで休憩に入りたいと思います。

午前10時07分 休 憩

午前10時20分 再 開

総務産経常任委員長(高取正人君) 休憩前に引き続き、委員会を再開したいと思います。

それでは、議案第18号、19号、24号について説明をお願いします。

地域整備課長(土田 覚君) それでは、議案第18号 平成30年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第4号)をお願いします。

議案書の54ページを見てください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,205万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,863万5,000円とするものでございます。よろしくをお願いします。

それでは、おはぐりください。その前に歳入歳出行く前に、第2表、継続費の補正をよろしくをお願いします。57ページ、変更でございますが、2款下水道費、1項下水道事業費、公共下水道事業、特環汚水、改築更新の絡みでございますが、補正

前が2億2,234万5,000円で、その内訳が平成30年度分が6,670万4,000円、平成31年度が1億5,564万1,000円としておったものを確定というか、入札に合わせまして総額で2億1,654万円といたしまして、平成30年度は6,642万円、平成31年度が1億5,012万円とするものでございます。この内容につきましては、田上終末処理場の改築更新の絡みでございますので、請負額に合わせて年度割を訂正というか、直したものでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、歳入からご説明します。60ページからになりますので、よろしく申し上げます。歳入の1款2項1目の下水道の分担金でございますが、4万6,000円の追加をお願いするものでございます。これについては1件の人が受益者分担金をお支払いするというので、追加をお願いするものでございます。

2款1項1目の下水道使用料につきましては193万2,000円の追加をお願いするものでございまして、これは下水道使用料の実績に合わせまして追加をするものでございます。

次に、3款1項1目の下水道事業費国庫補助金ですが、1,919万円の減額をお願いするものでございます。これについては事業確定によりまして1,919万円減額をお願いするものでございますが、これは改築更新工事については予定どおり、雨水事業の不用額を減額することによりまして、国庫補助金を1,919万円減額するものでございます。その内容については歳出のほうでご説明申し上げます。

それから、4款1項1目の繰入金ですが、4,920万2,000円の減額をお願いするもので、これは一般会計からの繰入金ですが、歳出に合わせて4,920万2,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、5款1項1目の繰越金ですが、1,074万5,000円を追加するもので、これは平成29年度からの繰越金をここで追加補正するものでございます。

6款4項1目の雑入ですが、349万円の減額をお願いするものでございます。その内容につきましては、新潟五泉間瀬線の道路改良工事に伴う下水道管の移設補修費を見込んでおったのですが、平成31年度に下水道の管の移設が県の工事に合わせて先送りになったものですから、ここで349万円の減額をお願いするものでございます。

次に、7款1項1目の下水道事業債でございますが、1,290万円の減額をお願いするものでございます。それぞれ説明欄に書いてあるとおり、おのおの事業の確定に伴いまして減額や追加をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

それでは、次に1枚おはぐりください。7款1項1目の町債ですが、下水道平準化債ということで、平成30年許可分の確定に伴いまして100万円の減額をお願いする

ものでございます。

次に、歳出を説明させていただきます。歳出でございますが、63ページからになります。1款1項1目の一般管理費6万3,000円の追加でございますが、これは説明欄に書いてあるとおり、消費税の確定によりまして6万3,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、1款2項1目の管渠維持費でございますが、358万8,000円の減額をお願いするものでございます。これについては年度末に至り、ほぼ事業が確定したことによりまして不用額を減額するものでございます。

説明欄のほうよろしく申し上げます。11節の需用費については修繕料ですが、今年は直すところが少なかったということで、不用額の整理をするものでございますし、12節の役務費については手数料でございます。ポンプ場の清掃手数料、これもいずれもまだまだきれいだという部分もあった中で、不用額を整理するものでございます。13節以降、13節、15節については、委託や工事の請負請け差でございますので、減額するものでございます。

次に、2目の処理場管理費でございますが、1,175万6,000円の減額をお願いするものでございますが、処理場管理費につきましては適正な維持管理に努めまして、壊れるのもなかったということもありまして、修繕費や委託料等を減額するものでございます。13節委託料863万8,000円につきましては、1ページおはぐりください。請負請け差でございます。

次に、2款1項1目の下水道事業費でございますが、5,464万7,000円の減額をお願いするものでございます。

それでは、説明させていただきます。説明欄5で説明させていただきますので、よろしく申し上げます。公共下水道事業につきましてはの特環汚水については13節の委託料、管渠実施設計委託については194万4,000円の減額。これ先ほどもお話ししましたが、新潟五泉間瀬線の関係で平成31年度に先送りするということで減額させていただきました。それから、田上終末処理場の改築更新の施工監理業務委託については28万4,000円の減額、請負請け差でございます。15節の工事請負費でございますが、1,074万6,000円の減額をお願いするもので、管渠布設工事につきましては993万6,000円の減額の工事請負費を減額するわけですが、これについても県工事にあわせまして、新潟五泉間瀬線の関係で次年度に先送りするものでございます。公共汚水ます設置工事につきましては、81万円の減額でございますが、これにつきましては公共汚水ます設置工事に不用額が見込まれることから、減額するものでございます。

公共下水道事業につきまして、公共下水道の雨水でございます。13節の委託料でございますが、下吉田川排水区の業務委託料223万1,000円の減額につきましては、請負請け差でございます。次に、これが大きいのですけれども、17節の公有財産購入費でございますが、3,922万2,000円の減額をするものでございまして、これ用地費でございます。今年用地買収、皆様方からご協力いただきまして全て終わったわけですが、全部で9,982平米の用地買収を行っております。当初予算では平米当たり9,000円ということで見込んでおったのですが、鑑定を行った結果、平米当たり5,210円ということで、それらの費用が大きく変わりました減額をするものでございます。なお、鑑定によりまして地権者の皆様からは5,210円でご同意していただきまして、買収が全て終わったところでございます。それらの関係の費用を減額するものでございます。次に、22節の補償補填及び賠償金でございますが、雨水調整池内の物件補償費でございます。これについても22万円の減額をお願いするもので、年度末に至り、不用額を整理するものでございます。

次に、3款1項2目の利子でございますが、253万1,000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、説明欄にあるとおり償還金の利子及び割引料や公共下水道の雨水の利子や割引料を減額するものでございますが、当初予算上は2%で利率を見ておったのですが、最終的に0.3%ということでございますので、その分の利率の違いを減額するものでございます。

下水道事業については以上でございます。

1ページおはぐりください。議案第19号をお願いします。平成30年度田上町集落排水事業特別会計補正予算の(第1号)でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ773万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ7,276万4,000円とするものでございます。集落排水事業につきましては、ほぼ維持管理が主な内容となっておりますが、年度末に至り、ほぼ事業が確定したことによりまして減額をお願いするものでございます。

それでは、歳入をお話しさせていただきます。歳入については72ページでございます。よろしいでしょうか。2款1項1目農業集落排水使用料については、18万2,000円の減額をお願いするものでございまして、これは実績に合わせて減額するものでございます。

3款1項1目の繰入金でございますが、これ一般会計からの繰入金でございますが、1,190万2,000円の減額をお願いするものでございます。これについては歳入に合わせて、歳出の出が少なかったということで一般会計の繰り入れを減額するもの

でございます。

4款1項1目の繰越金については434万8,000円。これは、平成29年度からの繰越金をここで追加で補正するものでございます。

次に、歳出でございます。73ページになります。1款1項1目の一般管理費で13万8,000円の減額でございます。これについては消費税の確定によりまして、13万8,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、1款2項1目の管渠維持費につきましては、315万1,000円の減額をお願いするものでございます。これについても適正な維持管理やそういうものを、壊れるものも少なかったということで、当初予算に見ていたものから減額するものでございます。11節でございますが、修繕料は202万9,000円ということで、不用額をここで減額するものでございます。13節の委託料、15節の工事請負費ともに、13節は請負請け差でございますし、15節については污水管渠等の補修工事につきましては請負請け差、公共ます設置工事については不用額ということで、ここで整理をするものでございます。

次に、2目の処理場維持費でございますが、444万7,000円の減額をお願いするものでございます。これについても適正な維持管理のもと、不用額を整理するものでございます。11節につきましては、需用費については不用額、1ページおはぐりください。その中で修繕料が一番大きいですが、313万4,000円の減額、それから12節の役務費、13節の委託料の減額につきましては処理場維持管理業務の請負請け差でございます。

それでは、議案第24号 平成30年度田上町水道事業会計補正予算（第4号）をご説明申し上げます。議案書の111ページになります。収益的支出の予定額でございますが、第1款水道事業費用につきましては、152万4,000円の追加の補正をお願いするものでございます。その内容につきましては、第1項の営業費用で1万6,000円の減、第2項の営業外費用で154万円の追加をお願いするもので、後で詳しく説明させていただきます。

次に、資本的収入、支出の下段のほうになりますが、第1款資本的収入については61万2,000円の減額、支出については800万円の減額をお願いするものでございます。

それでは、詳しく説明させていただきます。112ページお願いします。1ページおはぐりください。収益的支出の支出でございます。1款水道事業費用については152万4,000円の追加をお願いするものでございます。その内容については1項5目のその

他の営業費用ということで1万6,000円の減。これは、一般会計の支出金を実績に合わせて1万6,000円減額するものでございます。これは、要は課長の費用の0.3%を一般会計に繰り出すというものでございます。

それから、2項営業外費用につきましては消費税及び地方消費税でございまして、154万円の追加をお願いするものでございまして、消費税及び地方消費税のほぼ確定によりまして154万円の追加をお願いするものでございます。

次に、支出でございまして、資本的収入及び支出の収入でございまして、113ページになりますが、1款の資本的収入については61万2,000円の減額をお願いするものでございます。その内容でございまして、2項の工事負担金というのは他会計工事負担金19万2,000円の収入の追加をお願いするものでございまして、これは工事の関係で消火栓経費ということで取り決めがございまして、配水管工事費の5%を一般会計からいただくということになっております。150ミリ以上の配水管工事費の5%をいただくということでございまして、今回上水第6号、上水5号の管工事の関係での5%の負担金の部分をいただくということで、追加で19万2,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、3項1目の補償金ですが、80万4,000円の減額をお願いするものでございます。これについては公共工事の補償だということで、新潟県からの新潟五泉間瀬線や歩道工事の関係の水道管移設に対しての公共工事補償金をトータルしまして、収入の分を80万4,000円減額するものでございます。

次に、支出でございまして、1款1項1目の排水設備費、補正額800万円の減額をお願いするものでございまして、これについては1節の工事請負費800万円の減額でございまして、これは、配水管等の移設工事費ということで、先ほど来お話ししている新潟五泉間瀬線の工事分を次年度に県の都合で先送りすることから、やむを得ず今年度800万円の減額をお願いするものでございます。

以上でございまして、よろしく申し上げます。

総務産経常任委員長（高取正人君） 説明が終わりました。

議案第18号について質疑がある方ご発言をお願いします。

8番（熊倉正治君） 雨水対策の関係です。またそういうとちょっと話が蒸し返しになるのですが、できたら、新年度入ってからになってもしようがないと思いますが、あの工事の概要そのものははっきり申し上げて新しい議員の皆さんはわかっていないと思います、私は。それで、今回用地費平米当たり9,000円が五千何ぼになって安くなったとはいうものの、あの工事そのものの概要って、悪いですけども、藤田

委員なんてはっきりと認識ないでしょう。

2番（藤田直一君） 場所は何カ所かはありますけれども、全体の内容については。

8番（熊倉正治君） と思います、私は。だから、そういう意味でこれはこれで平成30年度は動いたというのはいいとは思いますが、平成31年度予算のときがいいのか、ちょっと何とも私も言いようがありませんが、この部分のやっぱり工事の概要というのはもう少し議会のほうに説明をする必要があるのではないかなというふうに私は思っていますので、ぜひ考えていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

以上です。

総務産経常任委員長（高取正人君） 答弁はいいですか。

地域整備課長（土田 覚君） 期別の多い方には十分説明してきたつもりですし、新しい議員さんにも図面等もお渡しして、十分説明してきたつもりでございしますが、今議長おっしゃるようにまだまだ内容がわからないということであれば、予算委員会や、もしくは新年度入ってから十分丁寧に説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

総務産経常任委員長（高取正人君） ほかに質疑のある方おられませんか。

では、議案第18号について質疑を終了します。

続きまして、議案第19号について質疑のある方ご発言をお願いします。

では、議案第19号について質疑を終了します。

続きまして、議案第24号について質疑のある方おられませんか。

しばらくしてないようですので、質疑は終了します。

これより討論及び採決を行います。

議案第9号について討論に入ります。ご意見のある方ご発言をお願いします。

しばらくしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（高取正人君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり決しました。

次に、議案第10号について討論に入ります。ご意見のある方ご発言をお願いします。

しばらくしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(高取正人君) 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり決しました。

次に、議案第11号について討論に入ります。ご意見のある方ご発言をお願いします。

しばらくしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(高取正人君) 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり決しました。

次に、議案第12号について討論に入ります。ご意見のある方ご発言をお願いします。

しばらくしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(高取正人君) 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり決しました。

次に、議案第14号について討論に入ります。ご意見のある方ご発言をお願いします。

しばらくしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(高取正人君) 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり決しました。

次に、議案第15号について討論に入ります。ご意見のある方ご発言をお願いします。

しばらくしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第15号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(高取正人君) 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり決しました。

次に、議案第16号について討論に入ります。ご意見のある方ご発言をお願いします。

しばらくしてご意見がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(高取正人君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり決しました。

次に、議案第17号について討論に入ります。ご意見のある方ご発言をお願いします。

しばらくしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(高取正人君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり決しました。

次に、議案第18号について討論に入ります。ご意見のある方ご発言をお願いします。

しばらくしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(高取正人君) 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり決しました。

次に、議案第19号について討論に入ります。ご意見のある方ご発言をお願いします。

しばらくしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(高取正人君) 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり決しました。

次に、議案第24号について討論に入ります。ご意見のある方ご発言をお願いいたします。

しばらくしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(高取正人君) 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり決しました。

以上をもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了し、委員会を終了します。お疲れさまでした。

午前10時48分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成31年3月5日

総務産経常任委員長 高 取 正 人